

2
2 真快哉の得たりは予愈々昨(二十五日)午後三時より
本社に於て永留山本兩重役の意見と尾崎能
志の現況の披露を以て後景の須くを要求一部
よりして突然に後ト有言の處社側は否
に終始論を社長不在の故を以て拒絶の云々
に述、種々折角答の結果委員の社に不滿意の
横り引先ツ午後三時二十分迄社より然りと
取来左社側一好意の持た居る後等委員の
送船工作部工場長任長等部下職工の對
業記名採察の依り去就の別を以て就職の意
思の有る者多數ありたり以て冷静に熟考不片
の困難一層不利を以て再び再々尾崎能志
等工作部任職工三百餘名今日午後九時

3
3 月相生町五丁目科専機自念左愈々統制
國々川崎争議因に對する提携の斷々自由
行動の出ツキ有り因に告退退角の出レ一箇工
場長及任長等一本日有り部下職工ハ別訪問
の事親多列的勧誘の事出ル事也此等ハ決
然セリ

3
3 重役の意見の統一
日刺場を以て其の限議の其の信采先々無職工
免就職意思の確たる者二十日後五時迄に
就職希望者各工場に通知する約一千人あり尚二千
三四日、回春期間中に可なり多数の上レ下レ以て
後々中絶する節元者ありト云え就其業大布動玉
者之對之場の開頓を不穩當ナリト云々十五日